

北谷町ちーたん商品券事業参加店舗募集要項

令和8年4月10日版

この度、町内で使用できる北谷町ちーたん商品券を全町民に交付し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を図ることを目的に、北谷町ちーたん商品券事業を実施いたします。

つきましては、商品券をより多くの町民に利用していただくために、商品券を取り扱っていただける店舗を募集します。

1.商品券事業概要

名称	北谷町ちーたん商品券
券種	2種類 ①全店共通券：すべての商品券取扱店が対象 ②地元企業応援券：スーパー・コンビニ・FC店(チェーン店)、ガソリンスタンド等を除く商品券取扱店が対象 【チェーン店の定義】 ※単一資本で11店舗以上、直接経営及び管理している小売業者飲食業とする。 例) A店という名で全国に11店舗あるなど
額面	一人当たり：8,000円（全店共通券500円券×8枚+地元企業応援券500円券×8枚）
配布対象者	全町民 ※令和8年4月1日時点で住民基本台帳に登録されている方
商品券配布期間	令和8年5月下旬～令和8年7月末日まで（予定）
商品券対象外商品・サービス	2ページをご確認ください
商品券利用期間	令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）
参加店舗紹介方法	①店頭設置用販促物（ポスター・のぼり・ステッカー・カード） ②専用サイトの参加店舗一覧ページ ③参加店舗一覧冊子
商品券換金受付期間	令和8年7月1日～令和8年10月30日
参加店舗募集期間	令和8年3月下旬～令和8年8月31日（月）
参加資格	北谷町内に店舗、事務所等を有する事業者 ※詳細は2ページをご確認ください

2.参加資格

商品券取扱店として登録できる者は、町内に店舗を有し、ちーたん商品券での取引（特定取引）を行うことができる者とする。

ただし、前述にかかわらず、次のいずれかに該当する者は登録資格を有しない。

- ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が代表者若しくは役員として実質的に経営に関与している者又はその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ③特定の宗教又は政治団体のための事業を行う者
- ④公の秩序又は善良な風俗に反する事業を行う者
- ⑤その他町長が不相当と認める者

※特定取引とは：ちーたん商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借用又は役務の提供をいう。

3.北谷町ちーたん商品券 取扱い注意点

- 商品券取扱店との間におけるちーたん商品券での取引(特定取引)においてのみ使用することができる
- 現金との引き換えは行わないこと
- 釣銭は支払わないこと
- 盗難・紛失・又は偽造、模造等に対しては、町は責任を負わないものとする
- 商品券取扱店において、商品券を使用対象としない商品を定める場合は、予め、使用者がわかりやすいよう表示すること

なお、次に掲げる物品の購入又は役務の提供を受けるなどの支払いのために使用することはできない。

- ①有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ②たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ(電子たばこを含む。)の購入
- ③不動産、金融商品その他資産形成を伴う商取引
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤出資や債務
- ⑥国税、地方税及び公共施設使用料等の租税公課
- ⑦その他商品券取扱店が指定した商品の購入又は役務の提供

4.商品券の取扱い区分について

取り扱える商品券の区分は下記の通りとなります。

商品券取扱店舗 登録区分



【チェーン店の定義】

単一資本で11店舗以上、直接経営及び管理している小売業者飲食業とする。

例) A店という名で全国に11店舗あるなど

5. 北谷町ちーたん商品券参加店舗誓約事項

参加するにあたって下記の項目について遵守してください。

- 1 店舗内の見やすい場所に、登録証を掲示すること。
- 2 特定取引においてちーたん商品券の受取を拒まないこと。
- 3 特定取引に使用されていないちーたん商品券を換金し、又はその請求を行わないこと。
- 4 ちーたん商品券の使用を見込んだ値上げ等を行わないこと。
- 5 偽造等の疑いがあるちーたん商品券の提示を受けた場合は、受取を拒否し、速やかに町に報告すること。
- 6 ちーたん商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- 7 商品券事業の実施に関し、町と適切な連携体制を構築すること。
- 8 その他町長がこの告示の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

※特定取引とは：ちーたん商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借用又は役務の提供をいう。

6. 参加店舗応募方法

新規登録申請が必要となります。複数店舗ある場合、1店舗ごとでの申請をお願い致します。ただし、口座情報を同じくする場合は、様式3「複数店舗用申請書」をご利用し、申請いただけます。

下記の「新規登録申請フォーム」URLを検索いただくか、QRコードを読み込んでいただき電子申請をお願い致します。

新規登録申請フォーム：<https://chitan-shohinken.com/touroku/>



7. 参加店舗応募受付期間

令和8年3月下旬～ 令和8年8月31日（月）

参加店舗の一覧は本事業専用サイトに掲載いたします。今後、参加店舗一覧第2弾を作成し配布予定です。

8. 参加店舗での商品券利用販促施策について

参加店舗でより商品券をご利用頂くために、下記の施策を行う予定です。

具体的な内容については、登録後送付します参加店舗向けマニュアルをご覧ください。

①参加店舗一覧へのサービスを掲載

例) 商品券を利用された方へドリンク1杯サービスなどのサービスを設定いただくことで商品券利用販促となります。

※あくまで、ご希望される参加店舗のみで問題ございません。必須項目ではございません。

②店頭ツールの強化

前回の商品券事業の事業者アンケートのお声より、配布ツールを若干ですが強化・追加いたします
配布ツール (予定)

のぼり×2本、A2ポスター、A3ポスター、ステッカー、参加店舗一覧紹介カード 等

9. 換金について

週1回入金を予定しております。お支払い手数料等の負担はございません。

想定スケジュール(※調整中)

毎週火曜日 受付締め → 翌週金曜日 入金予定

常設換金所

場 所：北谷町役場内

業務期間：令和8年7月1日(水)～令和8年10月30日(金) ※土・日・祝日を除く

受付時間：9:30～16:00 (予定)

10.換金申請方法について

換金申請方法は大きく分けて郵送と対面の2種類あります。

換金申請時に必要なものを方法に合わせてご準備をお願いいたします。

①郵送の場合

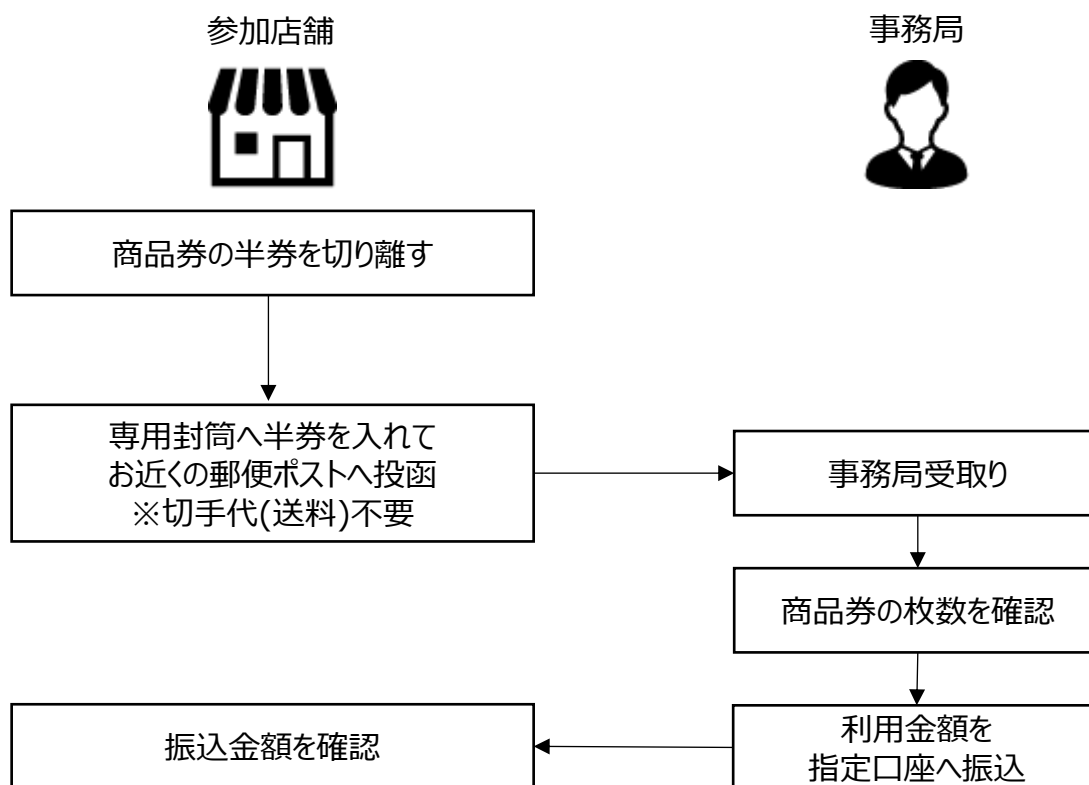
商品券の半券を専用封筒に入れてポストへ投函するだけです。

切手代(送料)は不要です。枚数確認後、振込を行います。

換金申請時に必要なものは次の4点です。

①使用済み商品券 ②換金申請書 ③換金申請用封筒 ④登録番号

②③④は事務局から事前に提供します。④は登録通知書に記載いたします。



※申請数と枚数に差異があった場合、確認が必要となるため必ず半券を切り離して保管ください。

②対面の場合

対面で、事務局がその場で確認し受付する方法です。なお、対面の場合、受付場所は常設換金所または、事務局スタッフが参加店舗を訪問する2種類があります。支払い方法も後日振込と、その場で現金にて支払う2種類があります。現金で支払う場合は、上限金額は3万円（60枚）となります。

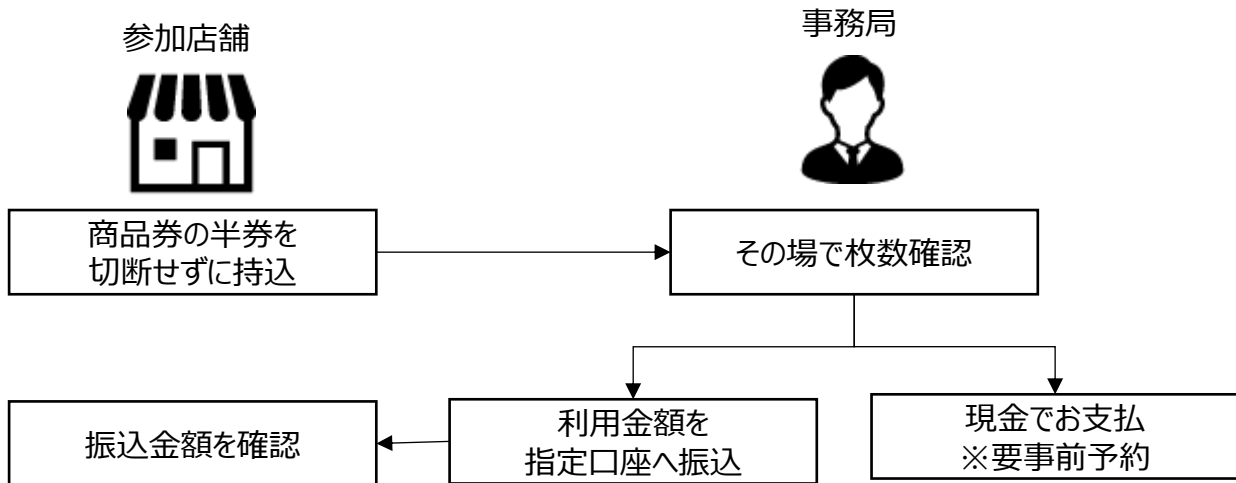
詳細は参加店舗向けマニュアルへ記載しますので、ご確認をお願いいたします。

換金申請時に必要なものは次の2点です。

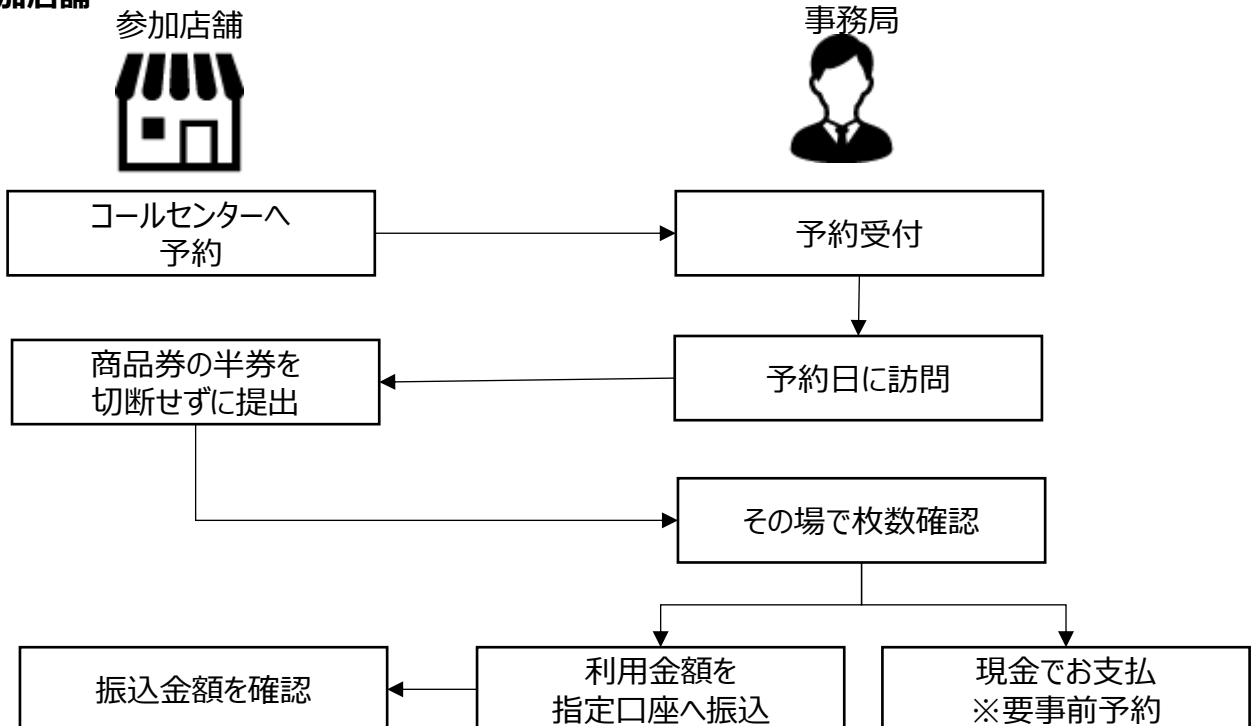
①使用済み商品券 ②登録番号（換金申請書への記入が必要です）

②は事務局から事前に提供します、登録通知書に記載いたします。

A.常設換金所



B.参加店舗



11.問い合わせ先について

北谷町ちーたん商品券事務局（受託事業者：沖縄広告株式会社）

電話番号：0120-771-889／9:00～18:00対応(6月1日より対応開始)

※5月末日までのお問合せは098-860-0055(沖縄広告株式会社宛)にて受付

9:00～18:00 ※土日祝日はお休みとなります

メールアドレス：chitan-shohinken@okikou.co.jp

本事業専用サイト：<https://chitan-shohinken.com>

